精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院形態について

1 措置入院/緊急措置入院(法第29条/法第29条の2)

【対象】入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

【要件等】精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置 (緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で足りるが、入院期間 は72時間以内に制限される。)

2 医療保護入院(法第33条)

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者 【要件等】 精神保健指定医(又は特定医師)の診察及び保護者(又は扶養義務者)の同意が必要 (特定医師による診察の場合は12時間まで)

3 応急入院(法第33条の4)

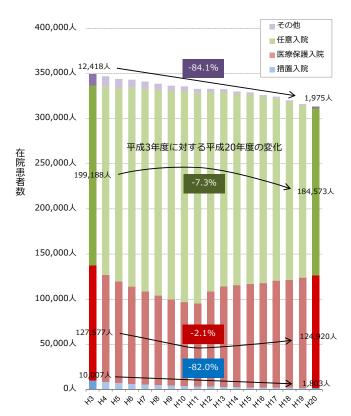
【対象】 入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態になく、急速を要し、保護者の同意が得られない者 【要件等】 精神保健指定医(又は特定医師)の診察が必要であり、入院期間は72時間以内に制限される。 (特定医師による診察の場合は12時間まで)

4 任意入院(法第22条の3)

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、入院について、本人の同意がある者 【要件等】 精神保健指定医の診察は不要

3

入院形態別在院患者数の推移(平成3年度~平成20年度)



※平成11年精神保健福祉法改正において医療保護入院の要件を明確化 (任意入院の状態にない旨を明記)

